

第1条(名称)

1.この会は「トヨタ車体クインシーズオフィシャルファンクラブ CLUB QUEENS」(以下「クラブ」と略称)と称し、トヨタ車体株式会社がトヨタ車体クインシーズファンクラブ事務局(以下「事務局」と略称)を設定して運営にあたります。

第2条(目的)

1.クインシーズの応援活動の活性化を図ることを目的とします。

第3条(会員)

1.本規約における会員とは、所定の手続きにより本会への入会申込を行い、本会が入会を承認したものをいいます。

2.会員は、入会申込時点で本規約の内容に同意したものとみなします。

第4条(会員の種別)

会員の種別には、①QUEEN 会員、②QUEEN JUNIOR 会員(入会時に高校生以下の方)の2種別があります。

第5条(会費)

1.入会費は無料とします。年会費は①QUEEN 会員 4,000 円(税込)、②QUEEN JUNIOR 会員 2,000 円(税込)とします。

2.年会費以外の支払いを要する有料サービスを行う場合、当会は、別途その利用料金を定めるものとします。

第6条(入会)

1.クラブへの入会は、本規約を承認した上、入会を希望する方の住所、氏名、生年月日、会員種別、その他クラブ所定の事項を明らかにして、事務局に申し込むものとします。お一人様一口までに限らせていただきます。

2.次の方は会員となることができません。

①本規約に違反した方

②その他、会員としてふさわしくないと事務局が判断した方

3.入会後に前項に該当する会員に対し、事務局は会員を退会の扱いにすることができる。

第7条(会員証)

1.会員には、会員の種別に応じたデジタル会員証を発行します。なお、デジタル会員証は事務局が会員に貸与するものであり、会員本人のみが利用でき、デジタル会員証を他人に譲渡・貸与することはできません。

2.会員は、会員特典を受ける場合にはデジタル会員証を必ず携帯するものとし、提示を求められた場合、その指示に従うものとします。

第8条(会員特典)

1.会員に対しては、事務局が別途定める特典が付与されます。ただし、会員に特典の給付を請求する権利を付与するものではなく、会員に対する特典は予告なく変更又は廃止される場合があります。

第9条(会員の権利)

1.会員には、クラブの資産等についての権利・請求権は一切ありません。

第10条(会員資格の有効期間)

1.会員資格の有効期間は、第3条における会員となった日から次に到達する8月31日までとします。

第11条(支払い方法)

1. 会員は、第5条に定める年会費等を当会の定める下記の方法により、支払うものとします。

- ①本会が指定する決済サービスでのクレジットカード支払い
- ②本会が指定する決済サービスでのコンビニエンスストア支払い
- ③本会が指定する決済サービスでの銀行振込支払い

2.当会は、第16条に基づき会員期間中に閉会する場合を除き、理由の如何を問わず、年会費を返金いたしません。

3.第1項の年会費等の支払いに必要な振込手数料、その他の費用は会員の負担とします。

第12条(届出事項の変更)

1.会員がクラブに届け出た事項(住所・氏名・電話番号等)に変更が生じた場合、会員は速やかに事務局へ届け出るものとします。

2.会員が届け出をしなかったために、郵便物等が未着となった場合、会員に対する特典が受けられなかった場合及びその他不利益を被った場合でも、事務局は一切責任を負いません。

第13条(規約の変更)

1.事務局は、本規約を予告なく変更する場合があります。本規約が変更された場合、事務局は、変更内容を速やかにウェブサイト上に掲載して通知するものとします。

第14条(途中退会)

1.有効期間中の退会は、事務局まで退会を申し出ることで行うものとします。

第15条(会員資格の喪失)

1.本規約に違反した場合、クラブの行事・試合等において事務局または係員の指示に従わない場合、その他事務局が会員として不適格と判断した場合、事務局は、会員資格を取り消すことがあります。会員資格を取り消された場合、支払済の年会費は返金されません。

第16条(クラブの終了)

1.事務局は、3カ月前までに事務局(クラブ)のウェブサイト上に掲示して会員に対して告知することにより、事務局の裁量でクラブを閉会することができます。

第17条(所在地)

1.当会の事務局は、〒448-8666 愛知県刈谷市一里山町金山100番地
トヨタ車体(株) トヨタ車体クインシーズファンクラブ事務局に置きます。

第18条(個人情報について)

1.事務局は、会員の個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条に定められているものを

います)をクラブの会員管理・運営のために必要な範囲に限って収集・利用し、会員本人の同意がない限り、個人情報保護に関する安全管理措置を講じる覚書を締結した業務委託先以外に開示・提供しません。ただし、会員は、法令の定めにより裁判所・警察等の公共機関から開示を求められた場合、その他個人情報保護法所定の事由がある場合は、会員本人の同意なく個人情報を開示・提供することがあることを承知していただきます。

2.事務局は、会員から、会員本人の個人情報の開示・訂正・削除・利用停止・消去の請求があった場合、ご本人であることを確認のうえ、遅滞なくこれに応じるものとします。

3.以下に記載された個人情報保護方針に従います。お客様ご自身でご確認ください。

<http://bit.ly/3RefyBn>

トヨタ車体従業員は社内イントラにて従業員専用会員規約を掲示いたします。